

# 有害鳥獣防除柵設置等補助事業について

## 1 補助事業の考え方

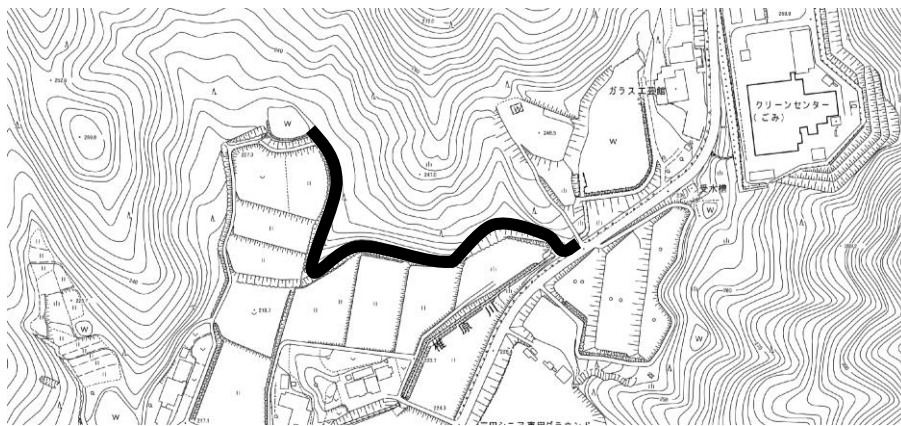
イノシシやシカ等による農作物被害の防止をもって農業の振興を図る。

補助事業申請者	<u>農会又は個人農業者</u>										
対象獣名	イノシシ、シカ										
工 種	電気柵 及び 金網柵										
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イノシシ又はシカによる被害防止のために新設する電気柵及び金網柵。</li> <li>● <u>農会又は個人農業者が行う事業とする。ただし、1箇所当たりの延長が電気柵 50m以上、金網柵 100m以上で、かつ、自家消費による畑等は除く。</u></li> <li>● 過去、市補助事業で設置した箇所への新たな設置は対象外とする。ただし、イノシシ被害防除柵をシカ被害防除柵に改良する場合（機能向上）は対象とする。</li> <li>● 各農会等の設置計画に応じて1年で設置が完了しない事業の場合は、複数年での対応とする。</li> </ul>										
補助基準	<p>補助対象額は購入予定の資材費又は市の基準単価で算定した額のどちらか低い額とする。（「<u>購入予定の資材費</u>」とは、農会及び個人農業者が補助申請する当該年度の交付決定を受けた後に購入する資材費を指し、「<u>市の基準単価</u>」とは、当該年度の4月1日現在、市が設定した防除柵種別ごとの単価を指す。）</p> <p>補助金額は上の補助対象額の1/2以内とし、1千円未満の端数を切り捨てた額とする。また、次に掲げる額を<u>補助の上限</u>とする。</p> <p>(1) <u>電気柵 単独受益 10万円、複数受益 25万円</u></p> <p>(2) <u>金網柵 単独受益 20万円、複数受益 50万円</u></p>										
基準仕様	<p>新設の柵に限るものとし、使用資材においては古材等の使用は不可とする。</p> <p>ポール及び柵の高さは下の基準以上とし、電気柵の柵線はイノシシが2段張り、シカは4段張り以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象獣</th> <th>電気柵のポール</th> <th>金網柵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>600mm</td> <td>950mm</td> </tr> <tr> <td>シカ</td> <td>1,800mm</td> <td>1,800mm</td> </tr> </tbody> </table>		対象獣	電気柵のポール	金網柵	イノシシ	600mm	950mm	シカ	1,800mm	1,800mm
対象獣	電気柵のポール	金網柵									
イノシシ	600mm	950mm									
シカ	1,800mm	1,800mm									

設置箇所	<p>① 設置箇所は、なるべく山際とし、山林からの対象獣の侵入を防ぐことで、より多くの農地が守られるよう考慮すること。</p> <p>② 住宅・河川・主要道路又は鉄道等で山際への設置が困難な場合は、山から隔てた個所を設置の対象とし、水路・農道等に囲まれた区域で連続した圃場が守られるよう考慮すること。 (下記参照)</p>
その他	<p><u>個人農業者が補助を申請する場合は、その個人が属する農会長の確認を必要とする。</u></p> <p><u>補助金交付決定を行う前に購入された資材等は対象外。</u></p>

## ○ 推奨される設置例 1

防除柵ができる限り山際に設置され、広く農地が守られている状態



## ○ 推奨される設置例 2

連続した農地が守られている状態

